

学校法人会計の特徴と企業会計との違い

学校法人とは、学校教育法及び私立学校法の定めるところにより、私立学校の設置を目的に設立された法人です。

学校法人は、公共性の高い法人であり、建学の精神に基づく教育研究活動による成果を社会に還元することを目的としているのに対し、企業は営利の追求を目的としています。

こうした違いは会計にも反映されており、企業会計は収益と費用からその経営成績を知ることが目的ですが、学校法人会計は継続的・安定的に教育研究活動を行うため、財務状況を把握し、的確な経営判断を行うことを目的としています。

私立学校振興助成法において、国または地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学省の定める「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士または監査法人による監査を受けて、所轄庁に届け出ることが義務付けられています。

計算書類について

○資金収支計算書

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容、並びに支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金）の収入及び支出のてん末を明らかにする書類。

○活動区分資金収支計算書

資金収支計算書を3つの活動区分ごとに区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにする書類。企業会計におけるキャッシュフロー計算書に相当する。

○事業活動収支計算書

当該会計年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び基本金組入後の均衡の状態を明らかにする書類。経常的及び臨時的収支に区分して、それぞれの収支状況を把握できるようにする。企業会計における損益計算書に相当するが、学校法人の場合は営利目的ではなく、収支均衡を目的とする。

○貸借対照表

会計年度末日時点における財政状態を明らかにする書類。